

## 大規模水害時の広域避難先の確保について

### 1 要 旨

東京都低地部帯では、海拔ゼロメートルのエリアが広がっており、大河川の氾濫や東京湾高潮が発生した場合、広範囲に甚大な浸水被害が想定されていることから、行政区域を越えた避難（広域避難）が必要である。

また、北区においては、区内の概ね半分を占める低地部に約20万人が居住しており、大規模水害時には高台部における避難場所の確保が必要であるが、区内における避難場所のスペースには限りがある。

このような状況を踏まえ、東京都と広域避難自治体（北区を含む、荒川流域に位置する自治体）が連携し、広域避難先として都立施設をはじめ、国や民間施設の確保調整を進め、順次、包括協定及び細目協定を締結している。

### 2 広域避難先の確保状況

別紙「広域避難先施設一覧」のとおり

### 3 今後の予定

広域避難自治体と包括協定締結施設との間で細目協定を締結し、大規模水害時における運用方法の協議を進めるとともに、引き続き、広域避難先のさらなる確保に向けて東京都と協力して調整していく。